

令和7年度
水質検査計画

妹背牛町簡易水道事業

令和7年度 水質検査計画書

妹背牛町簡易水道事業

1 水源地域等

本町は、沼田町にある北空知広域水道企業団から昭和60年より浄水受水しております。令和6年度末の給水区域等につきましては、行政区域内人口2,543人の内給水人口2,127人で普及率83.6%、行政区域面積48.64Km²の内給水区域面積44.97Km²であります。

2 水質検査地点

雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地 給水栓

3 検査主体

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

4 検査頻度及び実施時期

検査頻度については、法令に定められた頻度に基づき実施し、全項目水質検査は年1回実施いたします。(別紙2)消毒副生成物・かび臭物質については、年3回(かび臭物質は夏季)実施します。

尚、一般検査については、月1回とし、毎日検査については、1日1回(午前)実施します。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施いたします。

- 1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2)浄水過程に異常があったとき。
- 3)配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- 4)その他特に必要があると認められたとき。

6 水質異常時の対応

異常が発生した場合は、関係機関と協議するとともに、臨時の水質検査を厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼し、(別紙1)水質異常時の対応についてに基づき、給水を停止するなど適切な対応に当たります。

7 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、広報及び役場内掲示板に貼り出し公開する。

8 水質検査計画の見直し

水質検査の結果に応じて隨時、水質検査計画の見直しを行います。

(別紙2) 水質検査項目及び日程

区分	番号	項目名	基準値	浄水水質検査					4月 17日	5月 15日	6月 19日	7月 17日	8月 21日	9月 18日	10月 16日	11月 20日	12月 18日	1月 15日	2月 19日	3月 12日			
				9項目検 年11回	かび臭物質 年3回	消毒副生成物 年3回	PFAS 年1回	51項目検 年1回															
病原微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	●				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	大腸菌	検出されないこと	●				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること					●				○											
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること					●				○											
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること					●				○											
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること					●				○											
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること					●				○											
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること					●				○											
無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること					●				○											
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること					●				○											
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること					●				○											
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること					●				○											
健康に関する項目	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること					●				○											
	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること					●				○											
	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること					●				○											
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること					●				○											
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること					●				○											
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること					●				○											
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること					●				○											
	10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01mg/l以下であること					●				○											○
消毒剤・消毒副生物	21	塩素酸	0.6mg/l以下であること					●				○											○
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること					●				○											○
	23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること					●				○											○
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること					●				○											○
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること					●				○											○
	26	臭素酸	0.01mg/l以下であること					●				○											○
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること					●				○											○
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること					●				○											○
	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること					●				○											○
	30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること					●				○											○
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること					●				○											○
金属類	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること					●				○											
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること					●				○											
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること					●				○											
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること					●				○											
無機物	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること					●				○											
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること					●				○											
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること					●				○											
	40	蒸発残留物	500mg/l以下であること					●				○											
有機物	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること					●				○											
	42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること		●			●				○	○	○	○								
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること	●				●				○	○	○	○								
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること					●				○											
	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること					●				○											
その他	38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	5.8以上8.6以下であること	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	異常でないこと	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	異常でないこと	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	5度以下であること	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51	濁度	2度以下であること	●				●				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水質管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として50 ng/l以下(暫定目標値)					●							○								

●は、委託業者 ○は、自己検査

全項目検査を年1回実施するため毎月検査は11回、消毒副生成物、かび臭物質は3回実施。